

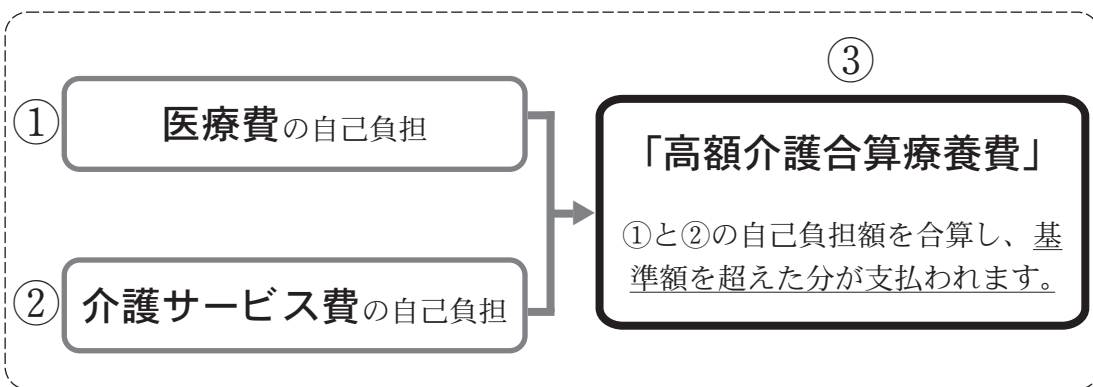
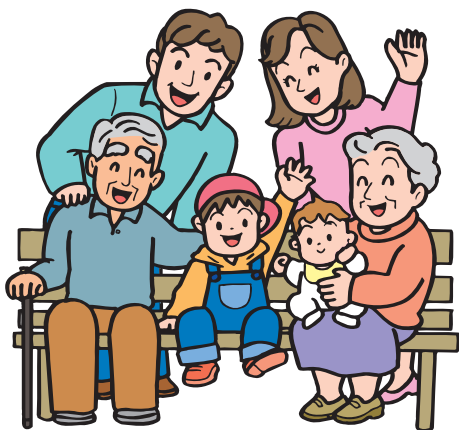
医療保険

国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入の方へ 高額介護合算療養費制度の お知らせ

◆高額介護合算療養費制度

この制度は、医療と介護両方を利用して世帯の自己負担を軽減する制度です。

世帯内の同じ医療保険に加入する方全員の「①医療費の自己負担額」と、「②介護保険サービスの利用者負担額」の1年分(8月1日から翌年7月31日)の自己負担額の合計が、「介護合算算定基準額(次のページ)」を超えた場合は、「③超えた額が高額介護合算療養費」として支給されます。



◆申請手続き

基準日(7月31日)時点で、加入する医療保険により支給申請の手続きが異なります。

(1) 幕別町の国民健康保険または、後期高齢者医療制度の場合

対象期間中に町外から転入された方や75歳に到達された方、他の医療保険に加入されていた場合

平成21年8月から平成22年7月の対象期間中に保険の変更がない場合



以前に加入していた医療保険や介護保険で自己負担額証明書の交付を受け、下記の窓口へ申請します。(他の医療保険や他市町村の介護保険の自己負担額が把握できないため、申請の案内ができない場合があります)。

下記の窓口へ申請します。支給の対象となる方には、12月以降に申請手続きのご案内をします。

(2) (1)以外の場合

幕別町の国民健康保険または、後期高齢者医療制度以外の場合



基準日に加入している医療保険者へ支給申請してください。
ただし、対象期間中に幕別町の国民健康保険や後期高齢者医療制度、幕別町介護保険に加入している期間の自己負担額がある場合は、申請により自己負担額証明書を発行します(介護保険のみ自己負担額がある場合は、保健課介護保険係(保健福祉センター内・☎【幕】54-3811)に自己負担額証明書の交付申請をしてください)。

◆申請窓口

町民課 国保医療係・高齢者医療係、札内支所、忠類総合支所住民課

◆問い合わせ先

町民課 国保医療係・高齢者医療係(☎【幕】54-602)

介護合算算定基準額

毎年8月からその翌年の7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計をもとに計算します。

【70歳から74歳の国民健康保険加入者】

所得区分	自己負担額の合計の基準額	
現役並み所得者	67万円	住民税の課税所得が145万円以上ある加入者とその方と同じ世帯にいる方で、窓口負担が3割の方。
一 般	56万円	現役並み所得者、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の方。
区 分 Ⅱ	31万円	世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の方。
区 分 Ⅰ	19万円	世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の方のうち、世帯全員が所得0円で公的年金受給額80万円以下の方。

【70歳未満の国民健康保険加入者】

所得区分	自己負担額の合計の基準額	
上 位 所 得 者	126万円	国保被保険者世帯全員の基礎控除後の所得合計額が600万円を超える世帯の方。
一 般	67万円	上位所得者、住民税非課税世帯以外の方。
住民税非課税世帯	34万円	世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の方。

【後期高齢者医療制度加入者】

所得区分	自己負担額の合計の基準額	
現役並み所得者	67万円	住民税の課税所得が145万円以上ある加入者とその方と同じ世帯にいる方で、窓口負担が3割の方。
一 般	56万円	現役並み所得者、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の方。
区 分 Ⅱ	31万円	世帯全員が住民税非課税の方。
区 分 Ⅰ	19万円	世帯全員が住民税非課税の方のうち、世帯全員が所得0円で公的年金受給額80万円以下の方。

【共通事項】

- 世帯で医療か介護の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が、500円未満の場合は支給されません。
- 所得区分は、毎年7月31日現在の窓口負担割合が適用されます。